

佐賀県告示第 245 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき第二種特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画を次のとおり定めたので、同条第 8 項において準用する同法第 4 条第 5 項の規定により告示する。

平成 27 年 5 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

（「次のとおり」は、省略し、その計画書を佐賀県農林水産商工本部生産振興部生産者支援課、県庁さが元気ひろば及び各総合庁舎県政情報コーナーに備え置いて、縦覧に供する。）